事業場入場に関する内規

- 1.「水道法施行規則第 17 条 1 項 1 及び 2 号」にて規定されている水道事業者が講じなければならない衛生上必要な措置の一環として、当法人事業場入場ルールを定める。
- 2. 門扉は常時閉状態にし、部外者の入場は禁ずる。ただし、職員の許可あるものに限り入場を許す。
- 3. 給水施設の見学は、事前に所定の書式により申込み、事務所長の許可あるものに限り 入場を許す。
- 4. 事前に計画された給水施設の見学は、当該行事実行責任者の許可あるものに限り入場を許す。
- 5. 総ての部外者に対し、敷地内屋外での飲食は許さない。ただし、水の試飲はこの限りではない。
- 6. この内規の改廃は、理事会の審議・決議を経て行うものとする。
- 7. この内規は、令和4年10月1日から制定施行する。

附則

<申込書>

見学希望者→事務所長→見学希望者

一般財団法人大泉名水会 事業場入場申込書

1.	入場希望者(代表者):	人数:
2.	代表者住所:	
3.	代表者電話番号:	
4.	入場希望年月日・時間:	
5.	入場目的:①見学 ②その他()